



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

 7
2026

発行: もりまさお社会保険労務士事務所

要周知


職場における熱中症対策を強化

令和7年の職場における熱中症に関する厚生労働省の調査によると、死亡者の数は19人（前年比12人・約39%減）となり前年から減少しました。しかし、死傷者（死亡・休業4日以上）の数をみると、1,803人（前年比546人・約43%増）となり、統計開始以来最多となりました。同省では、令和8年においても、同年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえた措置などを講ずるように呼びかけています。同省から、職場での熱中症防止対策のポイントをまとめたパンフレットなどが公表されていますので、本格的に暑くなる前に確認しておきましょう。

…………… **パンフレット「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう！」**より抜粋 ……………

～職場での熱中症防止対策のポイント～

事業者の皆さんは、



- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

★夏場に屋外で作業を行わせることがある場合は、上記のパンフレットを確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、そのURLなどを紹介いたします。

決定済み・施行待ちの改正

「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」を公表

令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直しが行われました。この改正について、国税庁から、「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A(令和8年5月)」が公表されています。ここでは、そのQ&Aのうち「【令和8年分年末調整関係書類の記載事項】扶養控除等申告書の記載事項(Q2-1)」を紹介します。

…………… **令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A(令和8年5月) / Q2-1** ……………

Q 当社では、年末調整に際し、既に提出されている扶養控除等申告書を従業員に返却し、各人が申告書に記載した事項に異動がないか、申告漏れとなっている事項がないか再度確認することとしています。令和8年12月から扶養親族等の所得要件が改正されますが、令和8年分扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありませんか。

A 令和8年分の扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありません。ただし、令和8年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。この改正により、例えば、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日改正」などと記載してください。

(注) 令和8年11月30日以前に支払う給与については、「源泉徴収税額表」を使用する際の「扶養親族等の数」に、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を含めないようご注意ください。

(次ページへ続く)

また、従業員は、この申告書を、原則として令和8年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。

(注) 令和8年分の扶養控除等申告書の様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

★このQ & Aにより、令和8年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができます。必要であれば、お声掛けください。Q & AのURLなどを紹介させていただきます。

要確認

外国人雇用管理指針を改正 令和8年6月14日から段階的に適用

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日決定）」などを踏まえ、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が改正され、令和8年6月14日から段階的に適用されることになりました。そのポイントをまとめたリーフレットが厚生労働省から公表されていますので、確認しておきましょう。

…………リーフレット 外国人雇用管理指針改正の主なポイント（令和8年6月14日適用分）…………

令和8年6月14日適用

外国人を雇用する事業主が適切な雇用管理等を行うことが重要です。

1. 同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意しましょう

短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者を雇用する事業主は「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」について、外国人労働者を含め、適用を受けることに留意が必要です。



ガイドライン

2. 外国人労働者の日本語学習支援等に努めましょう

事業主は、日本語教育の推進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人労働者及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが定められています。日本語学習について、以下のようなコンテンツがありますので、ご活用ください。

3. 外国人雇用状況届出の際に読取アプリを活用しましょう

外国人雇用状況届出を届け出る際、在留カード等の確認に当たっては、出入国在留管理庁が提供する在留カード等読取アプリケーション（※詳細裏面）を使用し、アプリで読み取った情報と、在留カード等の券面情報の記載を照合することが適切です。
なお、不法就労関連では、事業主も処罰の対象となります。

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）
※ 令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。
- ・外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒30万円以下の罰金

▶ 裏面につづく

★外国人雇用管理指針について、左記のほか、令和8年10月から改正パートタイム・有期雇用労働法施行規則などが施行されること、令和9年4月から育成就労制度が施行されることなどを踏まえた改正も行われており、段階的に適用されることになっています。外国人労働者を雇用されている（雇用する予定がある）場合は、確認しておきましょう。このリーフレットなどの関連資料をご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。

お仕事
カレンダー
7月

7/10

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税（1～6月分）の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日

7/31

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病（休業4日未満）報告（4～6月分）の提出期限



◆あとなぎ◆